

佐野市建設共同企業体取扱要綱

平成17年2月28日

告示第161号

(目的)

第1条 この告示は、佐野市が発注する建設工事に係る共同企業体(以下「共同企業体」という。)に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(活用)

第2条 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施工の確保ができると認められる場合とする。

(種類)

第3条 共同企業体の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 建設工事の特性に着目して、市の発注する工事ごとに結成され、技術力の結集等により、効果的に工事施工が確保できると認められる共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営力及び施工力を強化するために結成する共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第4条 特定建設工事共同企業体対象工事の種類及び規模は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の種類

ア 技術的難度の高い特定建設工事(橋梁、下水道の大規模土木構造物及び大規模建築、大規模設備等の建設工事)

イ 特殊工法を内容とすること等により地元建設業者の技術の習得の促進に寄与することを目的とする工事

(2) 対象工事の規模

業 種	金 額
技術的難度の高い特定建設工事 (橋梁、下水道等の大規模土木構造物)	おおむね2億円以上
技術的難度の高い特定建設工事 (大規模建築物)	おおむね3億円以上
技術的難度の高い大規模設備等の建設工事	おおむね1億円以上
その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事	

(構成員数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、原則として2社又は3社とする。

(構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、原則として等級格付が佐野市建設工事入札参加者選定要綱(平成17年佐野市告示第156号。以下「選定要綱」という。)第6条第1項の規定によりA等級に属すると格付された者(等級の区別のない工種については上位の者から)の組合せとする。ただし、発注者が十分な施工能力を有し、施工技術上特段の必要があり、適正な共同施工が確保できると認めるときは、第2位等級に属するものを含めた組合せとすることができる。

2 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、原則として同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。ただし、個別審査において、下位の等級に属するものに十分な施工能力があると認められる場合には、構成員となる者のうち、上位の等級にある者から直近2等級までに属するものの組合せとすることができる。

(構成員の要件)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) その年度の建設工事入札参加資格者名簿に登載されており、工事の種類に相応する業種の格付を受けているものであること。
- (2) 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後3年を超える営業年数を有すること。
- (3) 原則として当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ当該建設工事と同種の工事を施工した経験を有すること。
- (4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を保有していること。

2 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) その年度の入札参加資格審査を終了していること。この場合において、構成員は、同一の業種で2以上の経常建設共同企業体の構成員となっていないこと。
- (2) 希望する工事種別に対応する許可業種につき許可後3年を超える営業年数を有すること。
- (3) 原則として希望する工事種別につき元請としての実績を有すること。
- (4) 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を保有していること。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次に定めるところによる。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上

(代表者の選定方法)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、当該工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定に基づく特定建設業の許可を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大(同比率である場合を含む。)とする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員の協議により決定された者とする。
(特定建設工事の決定)

第10条 工事担当部長は、工事規模、工事内容及び難易度等を総合的に勘案の上、特定建設工事共同企業体へ発注する特定建設工事(以下「特定建設工事」という。)を決定するものとする。

(特定建設工事共同企業体の結成方式等)

第11条 特定建設工事共同企業体の結成方式は、自主結成とする。

- 2 技術センター部長は、工事担当部長と協議の上、構成方法、出資割合等当該特定工事の施工に必要な特定建設工事共同企業体の結成方式を決定するものとする。
- 3 技術センター部長は、結成方式等を決定したときは、特定建設工事共同企業体に係る結成方式等について(別記様式第1号)により市長へ報告するものとする。

(特定建設工事共同企業体の結成)

第12条 市長は、特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめその旨及び次に掲げる事項を公示し、これにより入札参加資格審査の申請を行わせるものとする。

- (1) 結成方式及び特定建設工事の内容
- (2) 提出書類及びその提出期限

2 特定建設工事共同企業体の構成員は、同一工事で2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

3 第1項第2号に掲げる提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(別記様式第2号)
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書(別記様式第3号)
- (3) 各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

4 委任状については、その委任内容によりその都度提出するものとする。

(特定建設工事共同企業体の建設工事入札参加資格申請手続)

第13条 建設業者が特定建設工事共同企業体を結成したときは、指定された期限内に前条第3項に定められた書類各1部(組)を市長に提出しなければならない。

(特定建設工事共同企業体の資格審査)

第14条 選考委員会は、前条により書類を提出した特定建設工事共同企業体について入札参加資格審査を行い、適格なものに資格を与えるものとする。

(指名)

第15条 市長は、選考委員会の選考結果をもとに、当該共同企業体の指名を行うものとする。

2 当該特定建設工事共同企業体の結成数が予定数に満たなかった場合は、第12条の手続を経て業者を追加することができる。

(特定建設工事共同企業体の有効期間)

第16条 市が契約した特定建設工事共同企業体の有効期間は、当該建設工事の完成後3月を経過した日までとする。なお、当該有効期間満了後においても当該工事につき、かし担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責任を負うものとする。

2 当該工事につき結成された特定建設工事共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(経常建設共同企業体の建設工事入札参加資格審査申請手続)

第17条 経常建設共同企業体の指名競争入札参加申請の申請期間は、市長が別に定める期間とし、次に定める書類を提出するものとする。

(1) 経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(別記様式第4号)

(2) 経常建設共同企業体協定書(別記様式第5号)

(3) 各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定通知書の写し

(4) 経営規模総括表

2 委任状については、その委任内容によりその都度提出するものとする。

(経常建設共同企業体の資格審査及び格付)

第18条 経常建設共同企業体の資格審査については、選定要綱の定めるところによるが、選定要綱第5条第1号の客観的要素については、次に掲げるとおりとし、同要綱第5条第2号の主観的要素については、これを行わないものとする。

(1) 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれ

ぞれの和とする。

(2) 経営状況分析に係る評点は、構成員について算出される経営状況分析得点の
平均値によるものとする。

(3) その他の評価項目は、技術職員数については、各構成員の技術職員数の和と
し、営業年数については、構成員の営業年数の平均値によるものとする。

(経常建設共同企業体の有効期間)

第19条 経常建設共同企業体の有効期間は、格付を決定した日の翌日から翌年度に
おいて新たな格付が決定されるまでの期間とする。ただし、当該有効期間満了後
においても当該工事につき、かし担保責任がある場合には、各構成員は、連帯し
てその責任を負うこととする。

(共同企業体編成表の提出)

第20条 市の工事を受注した経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体の代
表者は、契約を締結した日から5日以内に共同企業体編成表を工事担当部長に2部
提出しなければならない。

2 前項の共同企業体編成表を受領した工事担当部長は、その1部を技術センター部
長へ送付し、他の1部を現場指導等に活用するものとする。

3 技術センター部長は、提出されている経常建設共同企業体及び特定建設工事共同
企業体協定書と前項の共同企業体編成表の内容を確認し、同一内容の場合は、こ
れを受領するものとする。

(準用)

第21条 測量、建設コンサルタント等業務の共同企業体については、この告示を準
用する。ただし、この場合には、格付を行わないものとする。

(その他)

第22条 この告示に定めのない事項は、選定要綱及び佐野市建設工事契約事務取扱
要領の定めによることとし、その他必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐野市建設共同企業体取扱要領又は
葛生町建設共同企業体取扱要領の規定によりなされた手続その他の行為は、それ
ぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年3月6日から施行する。

平成19年4月1日改正内容

- ・ 佐野市建設業者選考委員会要領の要綱制定に伴い、佐野市建設業者選考委員会要領の部分を削除

平成23年4月1日改正内容

- ・ 入札制度改善に伴い、対象工事の規模が技術的難度の高い特定建設工事(橋梁、下水道等の大規模土木構造物)を3億円から2億円、技術的難度の高い特定建設工事(大規模建築物)を5億円から3億円、技術的難度の高い大規模設備等の建設工事を2億円から1億円に拡大

平成24年3月6日改正内容

- ・ J V 結成方式フローチャートを削除する

令和4年4月1日改正内容

- ・ 組織機構改革に伴い行政経営部長を技術センター部長に改正する。

別記様式第1号(第11条関係)

年 月 日

佐野市長 様

技術センター部長

特定建設工事共同企業体に係る
結成方式等について(報告)

このことについて、佐野市建設共同企業体取扱要綱第11条第3項の規定に基づき次のとおり報告します。

- 1 入札方式
- 2 工事名・工事場所
- 3 構成方法
- 4 工事概要

別記様式第2号(第12条関係)

建設工事入札参加資格審査申請書
(特定建設工事共同企業体)

年 月 日

佐野市長 様

共同企業体の名称

共同企業体代表構成員の
所在地、商号又は名称及
び代表者氏名

㊞

共同企業体構成員の
所在地、商号又は名称及
び代表者氏名

㊞

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため を代
表者とする 特定建設工事共同企業体を結成したので、同企業体を
貴施工の請負工事の入札に参加致したく、別冊指定の書類を添えて申請致します。

なお、この参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないこ
とを誓約します。

商号又は名称	許可番号	許可年月日	営業の種目
希望する工事種別			

別記様式第3号(第12条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体
(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月以内を経過するまでの間は、解散することはできない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地、商号又は名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で発注及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について、発注者と契約内容の変更増減等があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施

工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。
(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。
(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。
(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。
(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。
(構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成するまでは、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の欠損金を生じた場合には脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には、利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体
協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記
名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

㊦

㊦

別記様式第4号(第17条関係)

建設工事入札参加資格審査申請書
(経常建設共同企業体)

年 月 日

佐野市長 様

共同企業体の名称

共同企業体代表構成員の
所在地、商号又は名称及
び代表者氏名

㊞

共同企業体構成員の
所在地、商号又は名称及
び代表者氏名

㊞

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため を代
表者とする 経常建設共同企業体を結成したので、同企業体を貴
施工の請負工事の入札に参加致したく、別冊指定の書類を添えて申請致します。

なお、この参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないこ
とを誓約します。

商号又は名称	許可番号	許可年月日	営業の種目
希望する工事種別			

別記様式第5号(第17条関係)

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、共同事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は翌年の3月31日までとする。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の所在地、商号又は名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、請負代金(前払金及び部分払い金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事分担は次のとおりとする。ただし分担工事の一部につき発注者と契約内容に変更増減のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇建設株式会社

〇〇建設工事

(〇〇附帯工事を含む。以下同じ。)

〇〇建設株式会社

〇〇管工事

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇店とし、代表者の名義により設けられた別口座によって取引するものとする。

(構成委員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のために、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通経費の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員がこれを協議する。

3 第2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成するまでは脱退することはできない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(本協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。
〇〇建設株式会社外〇〇社は、上記のとおり〇〇共同企業協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役

印

〇〇建設株式会社

代表取締役

印